

奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第六十一号

奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例

奈良県警察手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表三の項中「第七条第四項」を「第七条第五項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。